

訴 状

令和8年2月12日

横浜地方裁判所川崎支部 御中

〒210-0802
神奈川県川崎市川崎区大師駅前1-3-11
第二松坂荘101号
TEL 080-1442-9144
FAX 050-6877-5434
原 告 宮 部 龍 彦

〒231-8445
神奈川県横浜市中区太田町2丁目23番地
横浜メディア・ビジネスセンター
被 告 株式会社神奈川新聞社
代表者代表取締役社長 須 藤 浩 之

〒210-0005
神奈川県川崎市川崎区東田町5-1
神奈川新聞社 川崎総局（記者）
被 告 石 橋 學

損害賠償請求事件

訴訟物の価格 2,400,000円
貼用印紙額 17,000円

第1 請求の趣旨

- 1 被告らは連帶して、原告に対し、金2,400,000円及びこれに対する令和7年10月13日（不法行為の日）から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告らの負担とする。

3 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。
との判決を求める。

第2 請求の原因

1 本件の骨子

本件は、川崎市長選挙において、報道機関である被告会社及びその記者である被告石橋が、①候補者情報を有権者に提供する企画から原告のみを意図的に排除して「危険人物」との烙印を押し（排除編集）、②第三者機関等の客観的検証を経ないまま「レイシスト」「デマ」等の断定を反復して原告の社会的評価を著しく低下させ（名誉毀損）、③さらに選挙妨害を行う活動家らを肯定的に報じて違法行為を助長した上（選挙自由妨害の助長）、④これら一連の行為を通じて川崎市条例が禁じる「信条を理由とする不当な差別的取扱い」を敢行した（条例違反）といえる不法行為事案である。被告らの行為は、報道の自由や編集権の裁量を逸脱して選挙の公正を害し、原告の名誉権・人格権（差別されない権利）及び選挙活動上の利益を侵害したものであり、民法709条等に基づく損害賠償を求める。

2 当事者

(1) 原告

原告は、上記住所地に居住する個人であり、令和7年10月12日告示、同月26日投開票の川崎市長選挙（以下「本件選挙」という。）に立候補した者である（候補者届出の候補者氏名は「宮部 たつひこ」。なお、被告らの記事では原告を「宮部龍彦」等と記載しているが、いずれも原告を指す。）。

(2) 被告会社（株式会社神奈川新聞社）

被告会社は、日刊新聞「神奈川新聞」を発行し、同社のウェブ媒体（カナロコ等）により記事配信を行う株式会社である。

(3) 被告石橋

被告石橋は、被告会社の従業員として神奈川新聞社川崎総局（川崎支局）に所属し、本件選挙に関する紙面記事及びウェブ記事の執筆等を行った者である（肩書：川崎支局編集委員）。

3 本件選挙の概要

- (1) 本件選挙は、令和7年10月12日告示、同月26日投開票で実施された川崎市長選挙である。
- (2) 本件選挙は政令指定都市の市長選挙であり、立候補に際して供託金240万円の供託が必要である。供託物没収点は、有効投票総数の10分の1未満の得票である。

(3) 川崎市選挙管理委員会が公表した全市確定の候補者別得票数（甲36）によれば、有効投票数は410,771票であり、供託物没収点は41,077.100票である。原告の得票数は38,175票であり、供託物没収点に達しなかったため、原告が供託した供託金は没収された（甲36）。

(4) 原告の得票数は供託物没収点に対し2,903票不足するにとどまり、供託物没収点の直下であった（甲36）。

4 本件不法行為の態様

(1) 紙面・ウェブでの掲載・配信

被告らは、本件選挙の告示前後から投開票日及びその直後にかけて、神奈川新聞紙面において別紙1記事目録（紙面・ウェブ）目録記載の各記事（甲1ないし甲17）を掲載し、さらに同旨の内容を被告会社ウェブ媒体（カナロコ等）に掲載してインターネット上で拡散させた（甲18ないし甲34）。

(2) 候補者記事からの排除

被告会社は、紙面及びウェブ媒体において、原告に関し、「経歴や出馬に当たっての主張に著しい差別的言動があり、差別が拡散する恐れがあるため、異例（又は異なる）な扱いとしております」

旨の共通文言（以下「本件おことわり」という。）を付して掲載し、候補者紹介欄・アンケート回答欄・選挙情勢報道等において原告のみを反復継続して排除（不掲載・空欄化等）し、他候補者と異なる扱いを継続した（甲1、甲2、甲4、甲6、甲7、甲8、甲9、甲15、甲16、甲18、甲19、甲21、甲23、甲24、甲29、甲32、甲33ほか）。

(3) 検証なき断定的非難の反復

被告石橋は、少なくとも甲3、甲5、甲10、甲11、甲12、甲13、甲14、甲15、甲17（及び同旨のウェブ記事）において、原告について「レイリスト」等の断定、並びに「デマ」「うそ」「差別扇動」「選挙ヘイト」等の表現を反復して用い、原告が虚偽を述べて差別を扇動した人物であるかのように断定的に記載した。

(4) 排除編集と断定的非難による印象操作

上記(2)の排除編集（本件おことわり）と、上記(3)の断定的非難が結合して反復継続したことにより、有権者に対し、原告は「危険」「不当」「公職に不適格」であり「社会から排除されるべき対象」であるかのような印象が強く形成され、原告の名誉権・人格権及び選挙活動上の利益が侵害された。

(5) 本件不法行為

以上の被告らの一連の行為（本件おことわりによる排除編集＋断定的攻撃の反復＋紙面・ウェブによる拡散）を、以下「本件不法行為」という。

5 違法性

(1) 選挙報道の中立・公正（公選法148条1項但書）

公職選挙法148条1項は、新聞紙・雑誌による選挙に関する虚偽の事項を記載し又は事実を歪曲して記載する等、表現の自由を濫用して選挙の公正を害してはならないと明記している。同但書は、選挙期間中の報道・評論が、一般の言論以上に「選挙の公正」を損なわぬよう自制を要すること、編集権・論評の自由が無限定ではないことを示すものである。

本件において被告らは、①虚偽又は検証なき断定（「デマ」「うそ」等）及び過度に扇情的な人格攻撃（「レイシスト」等）を反復継続し、②過去訴訟の射程を逸脱して原告を一般化・烙印化し、③その上で候補者紹介欄・アンケート回答欄等から原告のみを排除して有権者の判断材料を物理的に欠落させた。これらは、同条但書が禁じる「表現の自由の濫用により選挙の公正を害する」態様に該当し得るものであり、少なくとも同但書の趣旨に著しく反して社会的相当性を欠く。したがって、被告らは「報道及び評論の自由」や編集権の裁量を盾として本件不法行為を正当化することはできない。

(2) 排除編集の違法性（烙印化・情報の遮断）

被告会社は、候補者の政策・経歴等を有権者に提供する企画を自ら設定しながら、原告については、①「著しい差別的言動がある」と断定し、②「差別が拡散する恐れがある」と予断を提示した上で、③投票判断の前提となる基本情報（候補者紹介・アンケート回答等）へのアクセスを遮断した。

これは単なる編集上の選択ではなく、「危険人物としての烙印化」と「情報遮断（不利益取扱い）」をセットで反復したものであり、原告の社会的評価を直接に低下させるとともに、有権者の判断材料を欠落させて選挙の公正を害する。よって、編集権の範囲を逸脱した濫用である。

(3) 悪意のある事実摘示

本件各記事中の「レイシスト」「極めて悪質」「極悪」「デマ」「うそ」「差別扇動」「選挙ヘイト」等の断定的記載は、一般読者の通常の注意と読み方に照らせば、原告が差別を扇動し虚偽情報を流布したという具体的な事実（又は少なくともそれに準ずる確定的基礎事実）を前提として、原告を公職に就く資格を欠く者として社会的に烙印化するものであり、原告の社会的評価を著しく低下させる（甲3、甲5、甲10、甲11、甲12、甲13、甲14、甲15、甲17ほか）。

(4) 前提事実の欠如

被告らは、上記表現を「価値判断（意見・論評）」にすぎないかのように主張することが予想される。しかし、「デマ」「うそ」等は通常、検証可能な命題（客観的に誤った事実を述べたこと）を意味し、抽象的な好悪の評価にとどまらない。

しかるに、被告らの記事は、どの発言が、いつ、どのように虚偽であり、どの点が「差別扇動」に当たるのかを具体的に特定せず、検証結果や裏付けを示さないまま断定語を反復している。これは論評の域を逸脱した人格攻撃であり、違法性は阻却されない。

現に、第三者機関であるガルエージェンシー松戸（探偵事務所）は、選挙期間中の令和7年10月23日、原告の全政策を読み込んだ上で独自に検証を行い、「全体を通して、特定の人種・宗教・性別を侮辱する表現は見当たりません」「神奈川新聞の断定は、思想的なレッテル貼りに近いと感じます」との結論を公表している（甲35）。このように、被告らとは無関係の第三者が原告の政策内容を客観的に検証した結果、原告の言動が「差別的」であるとは断定できないとの評価がなされていることは、被告らの断定的記載が前提事実を欠くことを裏付ける重要な事情である。

(5) 反復継続と反論機会の不付与

被告らは、選挙期間中という最も影響が大きい時期に、重大な断定・評価を反復継続して掲載し、しかも本件おことわりによる排除編集と組み合わせて原告を特異視した。にもかかわらず、原告に照会して見解を確認する、反論の機会を与える等の基本的な手続的配慮を尽くした形跡はない。公益目的を標榜するのであれば、なおさら裏付け取材・検証を尽くすべきであり、これを欠く本件記載は真実性又は真実相当性を欠く。

(6) 「差別されない権利」の侵害

被告らは、本件各記事において、いわゆる「全国部落調査事件」（部落の所在地情報等の公表をめぐる訴訟）に言及しているところ（甲3、甲10、甲13ほか）、同事件の東京高裁令和5年6月28日判決（最高裁令和6年12月4日決定により確定）においては、憲法13条及び14条1項の趣旨等に鑑み、「不当な差別を受けることなく、人間としての尊厳を保ちつつ平穏な生活を送る人格的利益」が人格権の一内容として保護され得ることが示され、差止め及び損害賠償が命じられている。

しかし、同事件で示された法理は、本来、差別にさらされ得る者の人格的利益を保護するためのものであって、これを根拠として特定の個人に対する露骨な差別的取扱い（候補者情報の排除、人格攻撃的表現の反復等）を免責する趣旨では

ない。仮に「差別を防ぐ」という名目の下で、個人に対する差別が正当化されるのであれば、差別救済の法理が差別の免罪符へと反転することになり、法秩序の自己矛盾を生じさせる。

また、上記全国部落調査事件の確定判決は、同事件における特定の行為について違法性を認めたものであって、原告を一般的・包括的に「差別者」と認定し、原告のあらゆる言動に対する人格攻撃や社会的排除を正当化する趣旨のものではない。少なくとも、本件選挙における原告の言動が、司法手続において「差別扇動」「デマ」「うそ」等と認定された事実はない。

にもかかわらず、被告らは、本件おことわりにおいて「差別が拡散する恐れ」という抽象的表現を掲げるにとどまり、①どの経歴・どの主張がいかなる意味で「著しい差別的言動」に当たるのか、②どのような因果関係で「差別が拡散」すると評価したのか、③当該「恐れ」が現実化した具体例の有無等について、何らの検証結果や根拠を示していない。恐れが恐れにとどまる段階で、原告のみを候補者紹介・アンケート等から排除し、さらに「レイシスト」「デマ」「うそ」「差別扇動」「選挙ヘイト」等の人格攻撃的表現を反復継続することは、実質的には「原告は差別者だから何をしてもよい」との扱いに等しく、差別解消の名の下に行われる明白な差別行為そのものであり、原告の「差別されない権利」を侵害した。

しかも、上記確定判決の射程を超えて原告を社会的に烙印化し、その効果を本件選挙という公的過程にまで持ち込み、候補者としての取扱いを差別的に歪めることは、司法判断が独り歩きして生ずる、司法による風評被害にほかならず、本件不法行為の違法性を一層基礎づける。

(7) 公益性の欠如

仮に、被告らが本件不法行為に及んだ動機が「差別のない社会を作る」という主観的な目的にあったとしても、その手法は、原告の主張内容を具体的に検証することなく「レイシスト」「デマ」等のレッテルを貼り、言論の場である選挙から物理的に排除するという、極めて独善的かつ教条的なものである。

報道機関が特定の候補者を「絶対悪」と決めつけ、公的な検証を経ないまま社会から抹殺しようとするかごとき振る舞いは、公正さを欠くだけでなく、一般市民に対して「差別解消のためならば手段を選ばず、対立者を封殺しても許される」という誤ったメッセージを与え、かえって「差別解消運動」そのものに対する違和感や嫌悪感を抱かせるものである。

このような行き過ぎた排除と攻撃は、市民社会において人権擁護や差別解消に向けた取り組みに対する反発を招き、社会の分断を深めるだけの逆効果をもたら

すものであって、客観的に見て到底「公益を図る目的」に資するものではない。よって、被告らの行為に公益性は認められない。

(8) 選挙の自由妨害の助長及び侮辱行為の拡散

本件各記事（甲12、甲20、甲22、甲25、甲27、甲31、甲34ほか）には、原告の選挙活動現場において、集団でプラカードを掲げ、大声で原告を罵倒し、執拗につきまとうなどして選挙の自由を妨害する者ら（いわゆるカウンター活動を行う者）の様子が写真等により掲載されている。

特に、甲12及び甲27の記事で使用された写真には、「アホカス差別野郎」などと記載されたプラカードが鮮明に写り込んでおり、原告に対する極めて低俗な人格攻撃・侮辱的表現が公然と含まれている。

これらの集団による行為は、候補者である原告の演説を物理的・心理的に妨害し、有権者との平穏な接触を遮断するものであり、公職選挙法225条（選挙の自由妨害罪）に該当し得る違法行為ないし極めて不当な選挙妨害である。

しかるに、被告らは、これらの妨害行為を批判・検証するどころか、「差別扇動に抗議する市民」「カウンター」などと好意的に評価し、あたかも「差別と戦う正義の行動」であるかのように報じることで、これら違法・不当な妨害活動を正当化し、社会的に助長した。

被告らが、上記のような侮辱的文言を含むプラカード写真等をあえて掲載し、妨害行為を称賛する記事を配信した行為は、単なる事実報道の域を超えて、報道機関自らが選挙妨害に加担するものであり、公職選挙法148条1項但書に違反して選挙の公正を害するとともに、原告の名誉感情を著しく侵害する不法行為である。

(9) 川崎市条例違反（信条等を理由とする不当な差別的取扱い）

川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例（令和元年川崎市条例第35号。いわゆるヘイトスピーチ禁止条例。以下「川崎市条例」という。甲38）は、信条等を理由とする不当な差別を「不当な差別」として定義し（同条例2条1号）、何人も信条等を理由とする不当な差別的取扱いをしてはならないと定めている（同条例5条）。

しかるに被告会社は、候補者情報を有権者に提供する企画（候補者紹介・アンケート等）というサービスの提供を自ら設定しながら、原告についてのみ、本件おことわりにより「異なる扱い」である旨を明示して基本情報の掲載・回答欄の提供を拒否し、かつその例外扱いを読者に対して公然と示した。これは原告の政治的信条・主張内容を理由とする不当な差別的取扱いとして川崎市条例5条に違反し、本件不法行為の違法性を一層基礎づける。

たとえ被告らが「差別の防止」を名目に掲げようとも、いかなる言動が条例の規制対象となる「不当な差別的言動」に該当するかは、厳格な要件（本邦外出身者に対する著しい侮辱等）に基づく慎重な法的評価を要する。一私企業にすぎない被告らが、原告の政治的主張を独自に「差別」と断定し、これを理由に一律に排除することは、事実上、自らと異なる「信条」を持つ者を恣意的に排除することにほかならない。

「差別のないまちづくり」を掲げる条例の精神を標榜しながら、同条例が等しく保障する「信条を理由とする差別の禁止」を潜脱し、独自の基準で特定の候補者を社会的に抹殺しようとする行為は、正当な言論活動に対する「逆差別」としての性質すら帶びており、到底正当化されるものではない。

なお、原告は川崎市条例の廃止を主張していたものであるが、そのことは現行条例が有効な現在において、原告が同条例による保護の対象外となることを意味しない。

(10)被告石橋の利益相反

被告石橋は、原告が批判していた川崎市ふれあい館の社会教育事業等を取り上げ、当該批判をもって原告の「差別」等を断定する趣旨の記事を執筆しているところ（甲14ほか）、甲37号証によれば、被告石橋は令和7年3月19日、同館で実施された川崎市社会教育事業において講師として登壇し、講師謝礼として金13,364円の支払を受けている。

これは直ちに公職選挙法148条の2違反等を断定するものではないが、少なくとも、被告石橋が当該施設・事業と一定の利害関係を有し得る立場にありながら、その関係性を何ら開示しないまま、原告に対する一方的な人格攻撃・排除的編集を行ったことを示す重要な事情である。かかる状況下でなされた断定的報道・編集は、「公正な論評」「専ら公益を図る目的」の基礎を欠き、故意又は過失を強く推認させる。

(11)連帯賠償責任

被告石橋は、少なくとも故意又は過失により本件不法行為を行った。被告会社は、被告石橋の使用者として民法715条により責任を負うほか、自ら紙面及びウェブ媒体で本件各記事を掲載・配信し、本件おことわりによる排除編集を行った点においても民法709条により責任を負う。また、被告らは共同して原告に損害を加えたものであり、民法719条により連帯して責任を負う。

(12)本件に係る刑事告訴

なお、原告は、本件各記事等による名誉毀損について、川崎警察署に名誉毀損罪（刑法230条）として告訴し、令和8年2月5日受理されている（受理番号286）。

6 損害の発生

- (1) 本件不法行為により、原告は候補者としての社会的評価を著しく毀損され、選挙活動における支持獲得の機会を侵害され、甚大な精神的苦痛を被った。
- (2) 特に、候補者紹介・アンケート企画等において原告のみが反復して排除され、かつ本件おことわりにより「危険な候補者」であるとの予断を付され続けたことは、単なる批判や論評の域を超えて、原告の名誉感情（人格的利益）及び選挙活動上の利益を直接に侵害するものである。

また、被告会社のウェブ媒体に掲載され拡散されたことにより、被害は選挙期間中に限られず、現在も継続・累積している。

- (3) 原告は、本件選挙への立候補に際し供託金240万円を供託し、結果として供託金が没収された（甲36）。原告は供託物没収点の直下であり（甲36）、被告らによる断定的非難の反復及び情報提供企画からの排除が、有権者の投票判断に一定の影響を与えたことは否定できない。少なくとも、上記経緯は、原告の精神的苦痛を重大に増幅させる事情である。

- (4) 以上の事情を総合すれば、原告が被った精神的損害（慰謝料）及び本件訴訟追行のために要する弁護士費用相当額の合計は少なくとも2,400,000円を下らない。よって、原告は被告らに対し、損害賠償として2,400,000円の支払を求める。

7 結論

よって、原告は被告らに対し、被告らによる一連の断定的記事の掲載・拡散及び排除編集行為が、名誉権及び人格権（差別されない権利を含む）並びに選挙活動上の利益を侵害し、かつ公職選挙法148条1項但書に違反して選挙の公正を害し、同法225条（選挙の自由妨害罪）に該当する行為を助長するとともに、川崎市条例5条（不当な差別的取扱いの禁止）に違反する不法行為に当たるとして、民法709条、710条、715条、719条に基づき、損害賠償金2,400,000円及びこれに対する不法行為の日である令和7年10月13日から支払済みまで民法所定の年3分の割合による遅延損害金の支払を求める。

以上

附 屬 書 類

- | | | |
|---|---------|---------|
| 1 | 訴状副本 | 2通 |
| 2 | 証拠説明書 | 2通 |
| 3 | 甲号証写し | 38 x 2通 |
| 4 | 全部事項証明書 | 1通 |

(別紙1)

記事目録（紙面・ウェブ）

甲号証	掲載日	媒体	題名（見出し等）	執筆者等	主な記載（要旨）
甲1	令和7年10月11日	神奈川新聞（紙面）	「現新6氏の争いか」	小林剛	原告を含む候補者紹介記事において、本件おことわりを付し、原告について「異なる扱い」とする旨を掲載する。
甲2	令和7年10月13日	神奈川新聞（紙面）	「現職に5新人挑む」	川崎市長選取材班	原告を含む候補者紹介記事において、本件おことわりを付して原告を「異例な扱い」とする旨を掲載する。
甲3	令和7年10月13日	神奈川新聞（紙面）	「14日間の選挙戦幕開け」内「差別者と知らせる」	石橋学	原告を「レイシスト」と断定し、「在日コリアンへの差別を煽るデマを並べ立てた」旨等を記載する。
甲4	令和7年10月14日	神奈川新聞（紙面）	「候補者紹介」	（見出し欄）	他候補者の紹介欄がある一方で、原告の紹介欄がない。
甲5	令和7年10月14日	神奈川新聞（紙面）	「市長選デマ拡散許さず」	石橋学	原告の主張につき「うそ」等の断定的評価を用いて、差別を煽った旨を記載する。
甲6	令和7年10月15日	神奈川新聞（紙面）	「川崎市長選アンケート上」	（見出し欄）	候補者アンケートにおいて原告の回答を掲載しない。

甲号証	掲載日	媒体	題名（見出し等）	執筆者等	主な記載（要旨）
甲7	令和7年10月16日	神奈川新聞（紙面）	「川崎市長選アンケート中」	（見出し欄）	候補者アンケートにおいて原告の回答を掲載しない。
甲8	令和7年10月17日	神奈川新聞（紙面）	「川崎市長選アンケート下」	（見出し欄）	候補者アンケートにおいて原告の回答を掲載しない。
甲9	令和7年10月19日	神奈川新聞（紙面）	「選挙戦中盤訴え熱く」	（見出し欄）	選挙戦中盤の報道において原告の活動が報道対象から排除される。
甲10	令和7年10月19日	神奈川新聞（紙面）	「卑劣な差別扇動に批判」	石橋学	原告につき「デマに基づく差別扇動」「選挙ヘイト」等を用い断定的に記載する。
甲11	令和7年10月19日	神奈川新聞（紙面）	「『まとうな政治を』」	石橋学	原告を名指しし、「レイシスト」等の評価を用いて断定的に記載する。
甲12	令和7年10月22日	神奈川新聞（紙面）	「演説で部落差別拡散」	石橋学	原告を「暴挙」等と断定するとともに、原告への侮辱的文言（「アホカス」等）を含むプラカード掲示集団の写真を掲載する。
甲13	令和7年10月24日	神奈川新聞（紙面）	「宮部氏デマにデマ重ね」	石橋学	原告につき「うそにうそを重ね」等の断定的評価を記載する。

甲号証	掲載日	媒体	題名（見出し等）	執筆者等	主な記載（要旨）
甲14	令和7年10月24日	神奈川新聞（紙面）	「差別なくして共生を」	石橋学	原告につき「極悪なレイシスト」等の断定的評価を記載する。
甲15	令和7年10月26日	神奈川新聞（紙面）	「良心示す1票を」（記者の視点）	石橋学	原告につき断定的な評価を記載し、本件おことわりを付して「異なる扱い」とする旨を掲載する。
甲16	令和7年10月26日	神奈川新聞（紙面）	「10・26川崎市長選最後の訴え」	川崎市長選取材班	選挙戦最終日の候補者報道において原告が記載されない。
甲17	令和7年10月26日	神奈川新聞（紙面）	「差別扇動最後まで」	石橋学	原告につき「デマ」「差別扇動」等の断定を継続して記載する。
甲18	令和7年10月12日	カナロコ（ウェブ）	「川崎市長選が告示…」	神奈川新聞社	甲1号証と同様の記事がインターネット上で広く拡散された事実
甲19	令和7年10月12日	カナロコ（ウェブ）	「川崎市長選挙、過去最多の6人が出馬…」	神奈川新聞社	甲2号証と同様の記事がインターネット上で広く拡散された事実
甲20	令和7年10月12日	カナロコ（ウェブ）	「川崎市長選に出馬の宮部龍彦氏に…」	石橋学	甲3号証と同様の記事がインターネット上で広く拡散された事実

甲号証	掲載日	媒体	題名（見出し等）	執筆者等	主な記載（要旨）
甲21	令和7年10月14日	カナロコ（ウェブ）	「川崎市長選挙の候補者紹介…」	神奈川新聞社	甲4号証と同様の排除記事がインターネット上で広く拡散された事実
甲22	令和7年10月14日	カナロコ（ウェブ）	「川崎市長選被差別部落出身者ら…」	石橋学	甲5号証と同様の記事がインターネット上で広く拡散された事実
甲23	令和7年10月18日	カナロコ（ウェブ）	「川崎市長選挙の候補者アンケート…」	神奈川新聞社	甲6号証ないし甲8号証と同様の排除記事がインターネット上で広く拡散された事実
甲24	令和7年10月19日	カナロコ（ウェブ）	「川崎市長選26日投開票、各候補者が…」	神奈川新聞社	甲9号証と同様の記事がインターネット上で広く拡散された事実
甲25	令和7年10月19日	カナロコ（ウェブ）	「川崎市長選挙、宮部龍彦氏の差別扇動に批判…」	石橋学	被告石橋が、原告について「市長選に出る資格ない」等の表現を用いて断定的に批判し、原告の名誉を毀損した事実
甲26	令和7年10月19日	カナロコ（ウェブ）	「『まつとうな政治を』…」	石橋学	甲11号証と同様の記事がインターネット上で広く拡散された事実
甲27	令和7年10月22日	カナロコ（ウェブ）	「川崎市長選宮部龍彦氏、演説で…」	石橋学	甲12号証と同様、侮辱的プラカード写真を含む記事がインターネット上で広く拡散された事実

甲号証	掲載日	媒体	題名（見出し等）	執筆者等	主な記載（要旨）
甲28	令和7年10月24日	カナロ コ (ウェ ブ)	「川崎市長選挙 宮部龍彦氏、『えせ同和』と…」	石橋学	甲13号証と同様の記事がインターネット上で広く拡散された事実
甲29	令和7年10月25日	カナロ コ (ウェ ブ)	「川崎市長選挙26日投開票 福田市政の…」	神奈川新聞社	選挙期間を通じた原告に対する偏向的な扱いがインターネット上でも継続した事実
甲30	令和7年10月25日	カナロ コ (ウェ ブ)	「川崎のいま差別を越えて…」	石橋学	甲14号証と同様の記事がインターネット上で広く拡散された事実
甲31	令和7年10月25日	カナロ コ (ウェ ブ)	「川崎市長選挙に立候補の宮部龍彦氏…」	石橋学	甲17号証と同様の記事がインターネット上で広く拡散された事実
甲32	令和7年10月25日	カナロ コ (ウェ ブ)	「川崎市長選挙、排外主義にあらがう…」	石橋学	甲15号証と同様の記事がインターネット上で広く拡散された事実
甲33	令和7年10月25日	カナロ コ (ウェ ブ)	「川崎市長選挙、最終日の訴え…」	神奈川新聞社	甲16号証と同様の記事がインターネット上で広く拡散された事実

甲号証	掲載日	媒体	題名（見出し等）	執筆者等	主な記載（要旨）
甲34	令和7年10月27日	カナロコ（ウェブ）	「川崎市長選挙で落選の宮部龍彦氏…」	神奈川新聞社	選挙後においても、原告が「攻撃を繰り返した」等と総括し、原告の名誉を毀損した事実